

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和4年度福岡国道事務所本館空調設備緊急更新
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 仲谷 俊昭 福岡市東区名島3丁目24-10
契約締結日	令和4年7月7日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社筑豊冷機 福岡県飯塚市鶴三緒1557番地の1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,147,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,147,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 令和4年度福岡国道事務所本館空調設備緊急更新
2. 履行場所 福岡国道事務所
3. 契約の相手方 株式会社筑豊冷機 代表取締役 入江正利
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 理由

令和4年6月30日、福岡国道事務所本館2階の空調設備の室外機の故障により、空調（冷房）が正常に作動しない状況となった。調査を行ったところ、修繕に必要な部品の1つであるファンモーターは製造中止となっており、代替品もないため、修繕は不可能であることが判明した。

7月1日現在、福岡市には熱中症警戒アラートが発表されており、今後もしばらくは35℃前後の高温が続く見込みであり、復旧に時間を要すると、空調（冷房）が使用できない執務室（管理第一課、道路保全課、委託職員、計38名）で勤務する職員の健康状態が大変危惧され、また、業務執行にも多大な影響を及ぼす結果となる。

現設備の修繕が不可能であることから、今回、空調設備を緊急に更新する必要性が生じるものである。

更新を行うための契約相手方の選定を行ったところ、更新のために必要な技能を持ち、かつ、緊急かつ速やかに更新対応ができる唯一の者は、今年度、当事務所の空調機器の点検業務を実施している「(株) 筑豊冷機」のみである。

よって、「(株) 筑豊冷機」が本業務を行う唯一の相手方と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行い本業務の円滑な遂行を図るものである。

(随意契約理由書作成者)
福岡国道事務所 総務課長